

# 福井県立藤島高等学校 いじめ防止基本方針

令和2年8月5日改訂

## 1 目的

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本理念及び責務を明らかにするとともに、いじめ防止及び解決を図るための基本となる事項を定めることにより、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境を作ることを目的とする。

## 2 基本理念

- (1) 本校は、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、一人ひとりの尊厳を重んじ相互に尊重し合う社会の実現のために、主体的にいじめ問題に取り組む。
- (2) 本校は、生徒に対して、いじめが人間の尊厳を踏みにじり、基本的人権を侵害する行為であることを理解させるとともに、いじめは人間として絶対に許されないとの強い認識を持たせることに努める。

## 3 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」生徒を育てる取組

### (1) 人権教育の推進

人権に関するホームルーム活動を通して、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになる態度を育てる。

### (2) 特別活動の充実

ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事さらに部活動等の集団活動を通して、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるために、事前・事後指導の充実を図る。

## 4 「いじめの未然防止」のための取組

### (1) 教育相談体制の充実

クラス担任・副担任による定期的な個人面談や教育相談担当の面談を通して、人間関係での悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言やクラス全体への働きかけによって好ましい人間関係の構築を図る。

### (2) 生徒への啓発

いじめが絶対に許されない行為であること、傍観者が及ぼす影響等について、S HやL H、生徒集会や学年集会等において生徒への注意喚起に努める。

インターネットに係るいじめに関する現状と対策について、生徒や保護者に注意喚起を行う。

## 5 「いじめの早期発見」のための取組

### (1) いじめアンケートの実施

### (2) 生徒観察（チェックシート）の実施

### (3) 保護者との連携

日頃から保護者との情報交換を密にすることで、家庭生活における生徒の変化を

見逃すことなく、いじめの早期発見に努める。

(4) 外部機関との連携

福井警察署スクールサポーター等の外部機関と定期的に情報交換する中で学校外におけるいじめ等問題行動の早期発見に努める。

6 「いじめの解消」に向けた取組

(1) 被害生徒・加害生徒への対応

複数の関係者から情報収集及び事実確認をした上で、被害生徒の心の安定を最優先に考え、加害生徒に対しては毅然とした態度で指導に当たる。また、いじめに係る行為が止んだ後、3ヶ月を目安に経過を観察する。

(2) 保護者との連携

被害生徒及び加害生徒の保護者に対して、家庭訪問等によりいじめの状況と今後の対応について十分な説明を行い、理解と協力を得る。

(3) 外部機関との連携

必要に応じて福井警察署スクールサポーター等の外部機関と連携を取りながら早期解決に向けた最善の方法を講じる。犯罪行為として取り扱われるべき事案については、県教育委員会及び福井警察署等と連携して対処する。

7 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの未然防止について、日ごろから指導の方策を協議し、方針や対策を決定する「いじめ対策委員会」を設置する。

(構成員) 校長、教頭、生徒指導主事、保健主事、教育相談担当教員(1名)、養護教諭、学年代表(各学年2名)、生徒指導部(2名)

(活動)

- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」に向けた協議
- ・いじめ発見のための情報交換と連絡体制づくり
- ・教職員の校内研修のための資料収集と資料作成
- ・定期的な面談やアンケートの実施
- ・ホームルーム活動のための共通資料作成
- ・事例検討会

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたときの対応や方針を決定する。加害生徒・被害生徒に対する指導について話し合う。

(構成員) 教頭、生徒指導主事、当該学年主任、当該生徒の担任、教育相談担当教員(1名)、養護教諭、他関係教員

(活動)

- ・いじめ事案に対する対応策の立案
- ・保護者や地域社会との連携

- ・ 関係機関との連携
- ・ 個別面談による情報収集
- ・ 継続的な支援

## 8 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときは、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を県教育委員会へ速やかに報告する。
- (2) いじめ調査専門委員会が行う事実関係を明確にするための調査に協力する。

## 9 学校評価における留意事項等

- (1) いじめ問題に適正に対処するため、次の2点を学校評価の項目に加え、本校の取組を評価する。
  - ・ 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」生徒を育てる取組や「いじめの未然防止」のための取組に関すること。
  - ・ 「いじめの早期発見やいじめの解消」に向けた取組に関すること。
- (2) この基本方針は、本校のホームページに公開する。